

## 第九期練馬区健康推進協議会（第5回）会議録【要旨】

- 1 開催日時  
平成28年3月18日（金）午後2時～午後3時
- 2 開催場所  
練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者  
会長  
高久史磨委員  
委員  
松木英昭委員、丸山淑子委員、荒井亮三委員、豊田英紀委員、  
上野美知子委員、笠原こうぞう委員、かしままさお委員、  
うすい民男委員、橋本けいこ委員、岩瀬たけし委員、  
藤井とものり委員、伊藤大介委員、浅田博之委員、  
関口博通委員、後藤正臣委員、名川一史委員、  
高村章子委員、成尾善子委員、豊島力委員  
  
区理事者  
練馬区保健所長、福祉部長、福祉部参事、  
健康推進課長、生活衛生課長、保健予防課長、  
豊玉保健相談所長、光が丘保健相談所長、石神井保健相談所長、  
大泉保健相談所長、関保健相談所長、地域医療課長、  
医療環境整備課長
- 4 公開の可否  
公開
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 配布資料  
「資料1 - 1」「資料1 - 2」  
練馬区健康づくり総合計画（平成23～26年度）の最終評価について  
「資料2」  
妊娠期からの切れ目のない支援を充実するための事業について

「資料3」「資料3別紙」  
平成28年度練馬区食品衛生監視指導計画について

## 7 練馬区健康推進協議会

### 会長

ただいまから第5回練馬区健康推進協議会を開会いたします。皆様方には年度末のご多忙のところ、お集まりいただきましてどうもありがとうございます。最初に、事務局から連絡がありますので、よろしく申し上げます。

### 事務局

最初に、資料のご確認をお願いいたします。

#### (資料の確認)

続きまして、ご欠席の連絡でございます。佐々木副会長、渡邊委員、増田委員、秋本委員、川崎委員、島田委員より本日ご欠席の連絡をいただいております。

なお、区理事者のうち、新山健康部長が欠席となります。  
連絡事項は以上でございます。よろしく申し上げます。

### ○会長

それでは、本日の議題に入ります。まず、最初の議題が「練馬区健康づくり総合計画（平成23～26年度）の最終評価について」。資料の説明を健康推進課長からよろしく申し上げます。

### ○健康推進課長

それでは、資料に基づきご説明をさせていただきますが、その前に若干補足をさせていただきます。

こちらの資料は、平成23年度から26年度の最終評価の内容となっております。内容については、目標を設定いたしました重点事業につきまして、平成26年度の実績をもとに達成度をまとめたものでございます。

平成26年度の実績は、国民健康保険特定健康診査など、一部の実績が翌年度の平成27年11月になりませんと確定をしないということから、この時期でのご報告となることをご了承いただきたいと思います。

なお、前計画では、保健衛生に係る分野を網羅しておりましたので、今年度、

委員の皆様にもご協力いただきました新計画の検討の中には触れていない部分、内容もございます。これにつきましては、新しい計画が健康づくりに特化した内容となっているということで、ご理解をいただきたいと存じます。

(資料1 - 1、資料1 - 2説明)

○会長

どうもありがとうございました。それでは、今の説明につきまして、どなたかご質問ありますか。

委員

この評価は、平成23年から26年度の評価ということですが、27年度から始まった新たな計画についても、この評価方法で評価することなのでしょう。

それから、「目標値に達していないが改善傾向にある」というのがB評価とされていますが、例えば2ページの6番とか8番では、これは目標に対して、特に8のほうが1つですからわかりやすいのですけれども、8の場合、健康保険特定健康診査の受診率は、計画策定時が41.3%となっています。その目標値は65%以上なのですが、26年度実績が42.7%で、わずか1%ちょっとしか上がっていないのですね。これを評価Bというのは、やや違和感があります。確かに基準では、少しでも上がっていれば、例えば0.1%でも上がっていればBということになるわけですけれども、果たしてこうした評価でいいのかなと感じます。

○会長

どうですか。

○健康推進課長

ありがとうございます。まず1点目の新計画の評価をどのようにするかですが、その点につきましては、現在検討しているところです。こちらの資料1 - 1でお示した評価方法は、国が示した「健康日本21」の評価方法をそのまま利用したものです。この評価方法が適切なのかどうかという点も含め、ご意見をいただければと考えています。

それから、2点目です。8番の数字は、計画策定時で26年度の目標値65%ということで、今、お示しをしていますが、国では目標値を、平成29年度まで60%に下げているという状況がございます。(事務局注：国26年度目標値は47.5%) 60%でも、かなりの開きがあるところですが、この目標

値が国が示したものを前計画にも当て込んでいます。その達成度については、国も下げているという状況があります。

ですから、先ほどの評価の考え方につながるかと思いますが、そうした点も、今後、こうした評価方法でいいのかどうかについてご意見を承り、検討させていただきたいと考えています。よろしくお願いいいたします。

○会長

これは、「改善傾向にある」ということですから、いいのではないのでしょうか。そのように解釈していただだけませんかでしょうか。ほかにどなたかご意見ございますか。

それでは次の「妊娠期からの切れ目のない支援を充実するための事業について」、これも資料の説明をよろしくお願いいいたします。

○健康推進課長

それでは、資料2をご覧ください。「妊娠期からの切れ目のない支援を充実するための事業について」です。平成28年度、この4月から取り組む重点事業です。

(資料2説明)

○会長

ありがとうございました。どなたかご質問ございますか。この産後ケア事業は、1カ所とありますが、これから始めるということでしょうか。

○健康推進課長

はい。これから始めます。4月から始める予定で、今、その委託先との契約等の準備を進めている状況です。

○会長

ほかにどなたかご質問ありますか。このDVDもこれからですか。

○健康推進課長

DVDも4月に入りましてから、事業者を選定して、秋ごろまでには完成させるべく準備を進めているところです。

○会長

妊娠中の母親の健康状態が、生まれてくる子どもが成人になるまで、影響を与えるということについて、多くの論文が出ています。そうした点についても、妊娠・子育て相談員の方がよく勉強して、教えていただければ良いと思います。ほかにどなたかございますか。

○委員

DVDは、希望者の方には無料で差し上げるのですか。それとも有料なのでしょうか。

○光が丘保健相談所長

DVDに関しましては、基本的には事業を行います6保健相談所や子ども家庭支援センターで見させていただくというものです。その他、ホームページ上でもご覧いただけるようにしますので、今後周知を図ってまいります。

○委員

1番の区役所と6カ所の保健相談所に配置する8人を中心に、全ての妊婦の方に面談しますという文章がありますが、具体的にはどのようにして面談を行うのでしょうか。

○光が丘保健相談所長

面接は次のように実施します。妊娠をされたら、妊娠の届けをしていただき、受付窓口において母子健康手帳を交付いたしますが、その交付の際に、専門の妊娠・子育て相談員が、妊婦さんに書いていただいたアンケートをもとに、様子を伺いながら面接を行います。その面接の中で、ケアプランが必要な方については、ケアプランを作成して継続した支援をしていきます。初回の面接より、きめ細かな相談支援をしてまいりたいと考えています。

○委員

そうすると、妊娠の届け出をした方に、母子健康手帳をお渡しするときに、アンケートをとって、そこで実施ということですね。

○光が丘保健相談所長

そうです。

○委員

3番の男性の特定不妊治療費について伺います。東京都の助成を受けている方ということですが、この助成の対象者等について基準のようなものがあれば

教えてください。

○会長

東京都の助成の対象等はわかりますか。

○光が丘保健相談所長

詳細は手元にありませんが、国が医療費助成の範囲を定めておりまして、43歳未満の女性で、不妊の治療をする必要のある方で、かつ東京都の助成手続を済ませた方が対象になります。

○会長

男性ではないのですか。

○光が丘保健相談所長

「女性が助成対象となった場合」となります。

○委員

たしか所得制限とか、そういったものがありましたよね。

○健康推進課長

はい、所得制限がございまして、所得で世帯730万円未満ということになっています。

○委員

財源の事情等により、同じく子どもを望む世帯でも、所得制限などどこかで差をつけなければいけないということはあるのかもしれませんが、しかし、その所得が多い人はそれだけ税金も払っています。子どもを望む思いは、所得に関係なく皆一律だと思えます。引き続きご検討いただければということを一言申しておきます。

○会長

それでは、次の議題の「平成28年度練馬区食品衛生監視指導計画について」、資料の説明をお願いします。

○生活衛生課長

それでは、資料3と資料3の別紙を用いまして、「平成28年度練馬区食品衛生監視指導計画について」、ご説明をさせていただきます。

この資料を使います前に、そもそもこの計画がどういう位置づけのものなのかということについてご説明させていただきます。

食品衛生監視指導計画とは、食品衛生法の第24条の規定に基づきまして「定めなければならない」とされている、いわゆる法定の計画です。これは、練馬区の場合には、区長が毎年度、翌年度の計画を定めて公表することとなっていますので、この3月までの間に、今年の4月から来年3月までの計画を作り、広く皆さんにご意見を伺った上で策定をし、それを公表するというものです。

皆様からいただいたご意見については、後ほど紹介をさせていただきますが、この計画は既に策定しておりまして、区のホームページでもご覧いただけるようになっています。どのような計画なのか、重点の取り組み事項を中心に紹介をさせていただきます。

(資料3、資料3別紙説明)

会長

ただいま説明につきまして、どなたかご質問、ご意見はありますか。食品衛生監視指導計画はどちらで配布しているのですか。

生活衛生課長

私ども生活衛生課のほかに、石神井分室にてお配りしています。また、この計画の全ては、区ホームページからダウンロードできるようになっておりますので、ご高覧いただければ幸いです。

会長

ほかに、どなたかご質問、ご意見はおありでしょうか。

健康推進課長

机上配付させていただきました「ちゃんとごはん」というテキストについてご説明させていただきます。今年度策定した新たな健康づくり総合計画の中に「ちゃんとごはんプロジェクト」という事業がございます。子どもたちが自立し、食を自分でつくれる力を養うことを目的として、ボランティアの皆さんのお力をいただきながら、主に児童館で事業を進めております。

地域の皆様、ボランティアの方々に、熱心に取り組んでいただき、大変好評をいただいております。この冊子は、その際に利用するテキストとして作成いたしました。ルビも振っており、子どもたちがこれを見てつくれるようレシピなどを紹介しているものです。

本日、ご参考までにお配りをさせていただきました。よろしくお願いいたします。

#### 会長

「ちゃんごはん」について、どなたかご意見等ございますか。

食事が一番重要なのは、朝ご飯をきちんと摂ることと言われています。朝食を摂らない人は結構いるという現状があるようです。今後、朝ご飯の重要性を強調したほうがいいと思います。

#### 健康推進課長

ご意見ありがとうございます。この冊子を適宜使って調理実習をすることになりますが、その実習の中で、そうしたこともお話しをさせていただきながら、普及を図ってまいりたいと思っています。

#### 委員

先ほどの食品衛生監視指導計画に関連して伺います。去年は、練馬区では事故がなかったというお話でしたが、事故が出た場合、食中毒などの被害者の救済について、十分な救済を業者がきちんと行うべきというような行政指導や、あるいは食品衛生協会側の業者への干渉というようなことは、今まで行っているのでしょうか。

#### 生活衛生課長

前提として、食中毒になった方が練馬区でゼロということではありません。例えば、練馬区民の方が区外に行って食べて、そこで食中毒になれば、練馬区内で食中毒が発生したことにはなりません。食中毒で苦しんだ区民の方はいます。練馬区内で食中毒が発生していませんということなので、中には旅行先で食べた、あるいはどこか23区の中でも別のところで食べて、実はあたってしまったということがないわけではございません。

食品衛生は、それが本当に食中毒なのか否かを調査することが一番大事な仕事です。例えば、1つのお店で提供されたものは、練馬区民以外にも食べていますので、関連調査として、食べた方を特定できる場合には、皆さんに調査をかけます。その中で、必要があれば従業員の方の検査も実施し、同じ型の微生物が検便の中から検出されれば食中毒と断定するなどということを行います。本当にそれが原因で食中毒であるということを確認するために、まずは調査をしていきます。

その中で、その店舗を所管している保健所が立ち入りをします。調理器具などをきちんと片づけているのか、食材等を衛生的に取り扱いをしているかなど、

調理員さんも含め検査をし、もし不備な点があれば是正や、最悪の場合ペナルティーとして、営業を何日間か停止するという含め、きちんと衛生的な環境で食品が提供されるよう指導していくということになります。

ただし、委員の言われた「保障」に関しては、これは保健所の仕事にはなりません。それは、例えばお店で食べたときに食中毒になったのであれば、お店と食べた方との間の市民の間で解決をしていただくということになります。

## 委員

この評価の資料1 - 2に関連して2点伺います。

1つ目は7番の「子宮頸がん予防ワクチン接種」についてです。この61人が26年度実績で希望者ということで載っていますが、特に練馬区では健康被害のようなことは起こっていないということなのではないでしょうか。自治体によっては取りやめているところも何カ所かあるようですが、練馬区としては、やはり有効性があるということで、このまま続けていくおつもりなのではないでしょうか。

2つ目は10番の「禁煙支援事業」についてです。これは具体的にどのような事業なのではないでしょうか。この「評価理由等」に書いてあるようなキャンペーンだけなのではないでしょうか。一般の喫煙者は、こうした事業に興味を持たない方が多いと思います。国がたばこの値上げを考えたときに、比較的所得の低い方たちに喫煙者が多いので、たばこの値上げを控えましょうというような話もあったかと思います。一般の方に広く禁煙をPRしていくというのは、どんなふうに考えているのでしょうか。

1つ気になることがあります。練馬文化センターの入り口のところに、以前は、本当に男性の方々の集会のときだけ赤い缶があって、吸い殻入れというものがその日にだけ置かれていたのですが、最近は毎日置かれています。中にペットボトルなども入っていて、喫煙場所は別に設けられていると思うのですが、文化センターの前でも喫煙可能になったのかどうかお聞きしたい。

それから、私の住まいは駅周辺なのですが、お店が周りに非常に多い環境です。練馬区の条例で歩きタバコとか、ポイ捨て禁止というのはあるのですが、自分のお店の前で吸うことは可能ですよね。たばこの煙は流れてくるので、窓も開けられない状況なのですけれども、そうしたことについては、どのように対応を考えていらっしゃるのか。この2点をお聞きしたいと思います。

## 保健予防課長

まず、子宮頸がんの予防ワクチンについて、お答えいたします。練馬区におきましても、健康被害を訴えていらっしゃる患者さんが何人かいらっしゃって、保健所でも把握しております。その方々につきましては、医療機関からその副反応報告というものを国の厚生科学審議会のほうに出していただいて、今、健

康被害について詳しい請求の形が、なかなか進んでいないというところは報道等でお聞きしているかと思うのですが、その手続は、個別の相談された患者様につきましてはご案内をしているところでございます。

また、記載していますように、積極的な勧奨は差し控えておりますので、ほかの定期での予防接種につきましては個別勧奨ということで、予診票を個々にお送りしているのですが、こちらの子宮頸がんワクチンにつきましては、そのような形はとっていません。

ただし、これは非常に微妙なところですが、定期接種としては現在も認められていますので、個別で「それでも、私はやはりこのワクチンをしたい」という方につきましては、定期接種という形で受けられます。万が一、それで健康被害があった場合には、やはり任意と定期では保障の内容が大きく異なりますので、個々の希望者には実施している状況ということなのです。

委員

今後も希望者があれば接種できるということですね。

保健予防課長

はい。28年度以降も引き続き、希望の場合は定期として接種できるように予定しております。

健康推進課長

禁煙支援事業として、幾つかの事業を行っていますが、委員がおっしゃるとおり、大変地味目にやっています。その中で、薬局様のご協力をいただき、赤ちゃんができた、あるいは、小さいお子さんがいらっしゃるご家庭において喫煙をされている、主にお父さんになる方への啓発として、禁煙支援薬局事業を行っています。お近くの薬局で、薬剤師がご相談に乗り、禁煙を支援し禁煙に至ることを目指すという事業をやっています、これが徐々に数がふえてきている状況でございます。

それから、やはり若い世代の方でも、まだまだ喫煙をされている方が多いということから、区内の大学への呼びかけですとか、キャンペーンですとか、ご協力をいただいているところです。

事業としては、その事業が成功しているかどうかという点では、その測定方法について私どもでもなかなか難しいなとは思っていますが、きちんと着実にやっていくということが大事と考えています。様々な手法で区民の皆さんに呼びかけをしていきたいと考えています。

それから、歩きたばこについてです。区でも条例をつくり対策をたててはいるのですが、罰則規定を設けていないこともあり、時間や期間を決めてキャン

ペーンを行っています。

文化センターにつきましては、区の施設でもございますので、私どものほうで確認をして、状況も踏まえて対応したいと考えております。

区立施設のほかに、「どこそこのお店の前に灰皿を置いて、受動喫煙被害がある」というようなお申し出も月に何件かあるところでは、そうした例では、現場を確認して、こうしたご意見もあるということで、今、指導という形ではできませんが、灰皿を撤去する、場所を移す、一定の時間で下げる、というようなご協力のお願いをしている状況です。

#### 委員

一言、議員の皆様にもぜひお願いします。議会でも取り上げていただいて、区の条例をつくっていただくとか、ぜひ期待しておりますので、よろしく願いします。

#### 会長

ほかに、どなたかご質問、ご意見はおありでしょうか。

もしなければ、最後に、練馬区の保健所長からご挨拶をよろしく願いします。

#### 練馬区保健所長

練馬区保健所長の久保でございます。健康部長が欠席ですので、かわりに私からご挨拶申し上げさせていただきます。

委員の皆様の任期が8月1日までとなりますが、本日が第九期協議会最後の会議となります。会議を終えるに当たりましてご挨拶申し上げます。

まず、改めまして委員の皆様にご心より感謝申し上げます。第九期委員の皆様には、主に今年度が計画の開始年となっております「健康づくり総合計画」について、ご検討いただきました。区の現況と健康課題の関連、食育や精神保健に関することのほか、重点施策である乳幼児と親の健康づくり、高齢者の健康づくりについて、学校教育とのつながりの構築や健康づくりを誘導するインセンティブに至るまで、幅広くご意見を賜りました。

いただいたご意見は、計画に反映させていただくとともに、「ちゃんとごはんプロジェクト」テキストのように、事業として具体化し、区民の健康づくりの取り組みが始まっているところでございます。また、今後に向けて、区民の皆様のご健康増進を目指して、計画の実現をしっかりと進めてまいりたいと存じます。

皆様におかれましては、委員の任期終了後も、練馬区の保健衛生行政にご関心をお寄せいただき、引き続きご意見、ご助言賜りますよう、どうぞよろしく

お願い申し上げます。

このたびは2年間にわたりまして、協議会委員をお務めくださり、重ねて御礼申し上げます。皆様、まことにありがとうございました。

会長

私からも、委員の皆様方に御礼申し上げます。2年間どうもありがとうございました。

それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきます。